

# 資金の種類と貸付上限額等一覧表

資金の種類		貸付限度額580万円以内 (括弧内は目安)	据置期間	償還期間20年以内 (括弧内は目安)	貸付利子	連帯保証人	内 容	備 考
福祉資金	生業を営むための経費	(460万円以内)	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(20年以内)	連帯保証人を立てる場合は無利子  連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可  ※技能修得や就職の支度等の経費の場合は世帯内で連帯借受人が必要	事業を始めたり、拡張したりするための設備費、店舗費、店舗修理費など。	有限会社、法人格を有する世帯の申請は認められません。
	技能習得に必要な経費	(技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円)		(8年以内)			就職するために必要な知識、技能を習得するための費用。またはその習得期間中の生計を維持するための必要経費。 学校法人へ通う場合は教育支援資金の対象。	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円以内)		(7年以内)			家屋の修理、増改築、段差解消、てすり設置や公営住宅を譲り受けるのに必要な経費など。	
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円以内)		(8年以内)			障がい者または高齢者の日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等購入費。	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	(250万円以内)					障がい者の日常生活の便宜を図るための自動車購入費。	障がい者と生計を同一とする方が、当該障がい者の日常生活の便宜を図るために運転する場合でも対象となります。
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円以内)		(10年以内)			中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費。	
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費	(●療養期間が1年を超えないときは170万円以内 ●1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内)		5年以内			健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費。	
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費	(●介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 ●1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内)					利用料自己負担分(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費。	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円以内)		(7年以内)			火災、風水害、地震など災害を受けたときの復旧のための経費。	行政発行の罹災証明が必要です。
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円以内)	(3年以内)	冠婚葬祭、住居の移転、給排水設備等の設置、就職・技能修得等の支度などに必要な経費。					
資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	内 容	備 考
緊急小口資金		10万円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる小額の経費。 ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ②火災等被災によって生活費が必要とき ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ⑧給与等の盗難によって生活費が必要とき ⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	貸付に際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることへの同意が必要です。
資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	内 容	備 考
教育支援資金		高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要	学校教育法に規定する高校・短大・大学・各種専門学校に在学するために必要な経費。	貸付期間：高校、高専、短期大学、大学の在学期間中 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能
就学支度費		50万円以内					学校教育法に規定する高校・短大・大学・各種専門学校に進学するための入学支度金。	

【補足】申込時には各種関係書類が必要です。また必要経費のみの貸付となりますので見積書等が必要となります。多額の負債を抱えている場合など貸付できない場合もあります。他の負債の借り換えには使用できません。既に生活福祉資金を借りておられる方について、現在の貸付条件への変更はできません。償還期間については、償還計画等検討し、無理の無い範囲で短くしていただくことがあります。

受付相談窓口一覧

法人名	住所	電話	ファックス
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	TEL. 0857-24-3180	FAX. 0857-24-3215
(国府町総合福祉センター)	鳥取市国府町麻生4-2 老人福祉センター内	TEL. 0857-22-1880	FAX. 0857-22-1889
(福部町総合福祉センター)	鳥取市福部町海士1013-1 砂丘温泉ふれあい会館内	TEL. 0857-75-2337	FAX. 0857-74-6810
(河原町総合福祉センター)	鳥取市河原町渡一木277-1 老人福祉センター内	TEL. 0858-76-3125	FAX. 0858-85-0103
(用瀬町総合福祉センター)	鳥取市用瀬町別府96-2 保健福祉センター内	TEL. 0858-87-2302	FAX. 0858-87-2369
(佐治町総合福祉センター)	鳥取市佐治町加瀬木2171-2 老人福祉センター内	TEL. 0858-89-1022	FAX. 0858-89-1045
(気高町総合福祉センター)	鳥取市気高町浜村8-8 老人福祉センター内	TEL. 0857-82-2727	FAX. 0857-82-3171
(鹿野町総合福祉センター)	鳥取市鹿野町今市651-1 老人福祉センター内	TEL. 0857-84-3113	FAX. 0857-84-2453
(青谷町総合福祉センター)	鳥取市青谷町露谷53-5 老人福祉センター内	TEL. 0857-85-0220	FAX. 0857-85-0079
岩美町社会福祉協議会	岩美町浦富645	TEL. 0857-72-2500	FAX. 0857-72-3811
八頭町社会福祉協議会	八頭町宮谷254-1 郡家老人福祉センター内	TEL. 0858-72-6210	FAX. 0858-72-2793
(船岡支所)	八頭町船岡殿159 船岡保健センター内	TEL. 0858-73-0672	FAX. 0858-72-6122
(八東支所)	八頭町東593-1 八東地域福祉センター内	TEL. 0858-84-2210	FAX. 0858-84-2227
若桜町社会福祉協議会	若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	TEL. 0858-82-0254	FAX. 0858-82-1204
智頭町社会福祉協議会	智頭町智頭1875 智頭町保健・医療・福祉総合センター内	TEL. 0858-75-2326	FAX. 0858-75-4110
倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	TEL. 0858-24-6265	FAX. 0858-22-5249
湯梨浜町社会福祉協議会	湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	TEL. 0858-34-6002	FAX. 0858-34-6013
(羽合支所)	湯梨浜町はわい長瀬584 健康福祉センター内	TEL. 0858-35-2351	FAX. 0858-35-4143
(泊支所)	湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	TEL. 0858-34-2616	FAX. 0858-34-3083
(東郷支所)	湯梨浜町旭83 老人福祉センター内	TEL. 0858-32-0828	FAX. 0858-32-0834
三朝町社会福祉協議会	三朝町横手50-4 福祉センター内	TEL. 0858-43-3388	FAX. 0858-43-3378
北栄町社会福祉協議会	北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	TEL. 0858-37-4522	FAX. 0858-37-4532
琴浦町社会福祉協議会	琴浦町浦安123-1 社会福祉センター内	TEL. 0858-52-3600	FAX. 0858-53-2035
米子市社会福祉協議会	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	TEL. 0859-35-3570	FAX. 0859-23-5495
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	TEL. 0859-45-6116	FAX. 0859-45-6146
南部町社会福祉協議会	南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	TEL. 0859-66-2900	FAX. 0859-66-2901
(会見支所)	南部町浅井938 総合福祉センター内	TEL. 0859-64-3511	FAX. 0859-64-3513
伯耆町社会福祉協議会	伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	TEL. 0859-68-4635	FAX. 0859-68-4634
日吉津村社会福祉協議会	日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	TEL. 0859-27-5351	FAX. 0859-27-5931
大山町社会福祉協議会	大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	TEL. 0858-49-3000	FAX. 0858-49-3013
(大山支所)	大山町末長503 保健福祉センターだいせん内	TEL. 0859-39-5018	FAX. 0859-39-5021
(名和支所)	大山町御来屋467 保健福祉センターなわ内	TEL. 0859-54-2200	FAX. 0859-54-6028
(中山支所)	大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	TEL. 0858-49-3000	FAX. 0858-49-3013
日南町社会福祉協議会	日南町生山397-1	TEL. 0859-82-6038	FAX. 0859-82-6058
日野町社会福祉協議会	日野町黒坂1247-1 老人福祉センター内	TEL. 0859-74-0338	FAX. 0859-74-0365
江府町社会福祉協議会	江府町江尾2069 江府町地域支え愛センター内	TEL. 0859-75-2942	FAX. 0859-75-3900

あなたの町の民生委員、または市町村福祉協議会へ  
**社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会**  
 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 TEL.0857-59-6333

# 生活福祉資金貸付制度

## (福祉資金、教育支援資金) のご案内

生活福祉資金ってなに？

生活福祉資金貸付制度とは、公的資金貸付として全国的に実施しているものです。資金の貸付と、民生委員及び社協による必要な相談支援により、世帯の経済的自立や、生活意欲の助長を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。本パンフレットでは福祉資金、教育福祉資金について紹介していますが、他に総合支援資金、不動産担保型生活資金があります。



どんな人が借りることができるの？



- 低所得世帯** 前年所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯
  - 高齢者世帯** 65歳以上の方が属する世帯。※
  - 障がい者世帯** 障がい者の方が属する世帯。※
- ただし、借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員である場合を除きます。  
 ※該当する高齢者、障がい者の方が関わる貸付のみ対象となります。

なにか条件があるの？

- 年利** 連帯保証人を立てる場合は無利子、いない場合は年1.5%となります。福祉資金(緊急小口資金)、教育支援資金は無利子です。
- 延滞利子** 最終償還期限を過ぎますと、延滞利子として延滞元金に対し年5%が加算されます。
- 連帯保証人** 原則として1名(別世帯、年齢や収入等条件あり)必要。やむを得ず見つからない場合でも貸付可能です。福祉資金(緊急小口資金)、教育支援資金は連帯保証人は不要です。
- 連帯借受人** 教育支援資金、福祉資金で技能修得や就職するための経費を借入れる場合、世帯内で連帯借受人が必要となります。
- その他** 母子寡婦福祉資金、その他公的資金の貸付を受けることができる方は原則として対象となりません。全国・都道府県・市町村社会福祉協議会、民生委員、その他関係機関は、申込内容について情報を共有します。  
 ※申込内容を審査した結果、お貸しできないこともあります。



詳細につきましては、あなたの町の民生委員または市町村社会福祉協議会へご相談ください。

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 電話 0857-59-6333